情報俱楽部

2025年1月

No. 284

編集発行人 税理士 細 見 秀 樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL:0798 - 66 - 3400 お問い合わせメールアドレス:**taxes@hosomi-office.com**

法 人 税

★ 賃上げ促進税制 出向者の取扱い

- Q. 賃上げ促進税制において、出向者の取扱いはどうなりますか?
- A. 賃上げ促進税制における出向者の取扱いは、次のようになります。
 - ① 出向元法人における出向者の取扱い

「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」は雇用者給与等支給額から控除 しますので、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用 人に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人)が支給する際、出向元 法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人)から支払を受け た出向先法人の負担すべき給与に相当する金額(出向負担金等)は雇用者給与等支給 額から控除します。

② 出向先法人における出向者の取扱い

出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、 その出向先法人の賃金台帳にその出向者を記載しているときには、出向先法人が支 給するその給与負担金の額は、雇用者給与等支給額に含まれます。(逆に、出向先法 人の賃金台帳に記載が無い場合は、その給与負担金の額は出向先法人の雇用者給与 等支給額には含まれません。)

No.5245 出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い | 国税庁

別紙 出向負担金を支出した場合の租税特別措置法第42条の12の4 《雇用者給与等支給額 が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用について | 東京国税局

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/210625/pdf/16.pdf

所 得 税

★ ふるさと納税と確定申告

- Q. ふるさと納税をしたら確定申告が必要とか。どうなっているのですか?
- A. ふるさと納税とは、自分が選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち 2,000円を超える部分について、所得税および個人住民税からそれぞれ控除が受けられ る制度(寄附金控除)です。

寄附金控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った年分において確定 申告をしなければなりませんが、確定申告が不要な給与所得者の方については、ふるさ と納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、この 寄附金控除を受けることができることになっています。この制度を「ふるさと納税ワン ストップ特例制度」といいます。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず、確定申告をする人(医療費控除や雑損控除を受けるなどのために確定申告や個人住民税の申告をする人などを含みます)がふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるためには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告をする必要があります。

(注)ワンストップ特例の申請をした人が、誤って寄附金控除の適用を受けずに確定申告を した場合は、更正の請求をすれば寄附金控除の適用を受けることができることになって います。

ふるさと納税をされた方へ | 令和6年分 確定申告特集

消 費 税

★ クレジットカードの利用明細書による仕入税額控除

- **Q.** 会社の経費はクレジットカードで支払っています。カード会社から送られてくる利用明細書で支払先と金額がわかりますので、それで消費税の仕入税額控除は認められますか?
- A. 認められません。

クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者(カード加盟店)が作成・交付する書類ではなく、その他の事業者(カード加盟店)の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、消費税法第30条第9項(仕入税額控除に係る請求書等)に規定する請求書等には該当しません。

したがって、<mark>クレジットカード会社の作成した請求明細書を保存することにより仕入</mark> 税額控除の適用を受けることは認められません。

この場合は、課税資産の譲渡等を行った他の事業者(カード加盟店)から受領した適格請求書等を保存することで、仕入税額控除の適用が認められます。

なお、消費税の少額特例や公共交通機関特例、出張旅費等特例等インボイスが不要で、 一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるものについては、利 用明細書等の記載に基づいて仕入税額控除をすることが認められます。

クレジットカード会社からの請求明細書 | 国税庁

その他

★ フリーランス法施行

- Q. フリーランス法が施行されたそうですが、どのような内容ですか?
- A. フリーランスが安心して働ける環境を整備するための「特定受託事業者に係る取引の 適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が、令和6年11月1 日に施行されました。

フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないものをいいます。自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得ている個人だけではなくて、一人社長といったような形態で事業を行う法人も該当します。

この法律では、大きく分けて「フリーランスと発注事業者間の取引の適正化」と「フリーランスの就業環境の整備」の2つのことを定めています。

フリーランスに業務を委託する発注事業者には、次の義務・禁止項目が定められています。

- ①書面等による取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③1か月以上の業務委託をする場合の禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用の強制、不当な経済上の利益の提供、不当な内容変更・やり直し)
- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

★ 納税証明書の請求手続

- Q. 納税証明書を提出してほしいと頼まれました。どうしたらいいですか?
- A. 納税証明書とは、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことを証明するものです。

納税証明書には、その1からその4まで4種類あります。その1は納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明、その2は所得金額の証明、その3は未納の税額がないことの証明、その4は証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないことの証明をするものです。

納税証明書の交付請求は、納税地を所轄する税務署にオンライン、もしくは書面で行います。

オンライン請求は、スマートフォンやタブレット、パソコンからe-Taxソフト(WEB版)を利用して行いますが、受け取る方法には、①税務署の窓口で受け取る方法、②郵送で受け取る方法、③電子納税証明書(PDFファイル又はXMLファイル)で受け取る方法の3つの方法があります。

また、書面による請求には、

- ① 郵送で納税証明書交付請求書を送付する
- ② 税務署の窓口に納税証明書交付請求書を提出して交付請求する方法があります。
- G-1 納税証明書の交付請求手続 | 国税庁